

(案)

文化芸術推進基本計画（第2期）指標検討のための有識者会議の公開について

令和6年2月8日

文化芸術推進基本計画（第2期）指標検討のための有識者会議決定

(趣旨)

第1条 文化芸術推進基本計画（第2期）指標検討のための有識者会議（以下「会議」という。）の公開の手續その他会議の公開に関し必要な事項は、以下に定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、人事に係る案件、その他議事の円滑な実施に影響が生じるものとして会議において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

(会議の傍聴)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文化庁政策課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、文化庁政策課が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の登録傍聴人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公表)

第4条 会議において配布した資料は、原則としてこれを公表する。ただし、会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、座長が会議に諮った上で、当該資料を非公表とすることができる。

(議事要旨等の公表)

第5条 会議の議事要旨等を作成し、原則としてこれを公表する。ただし、座長が非公開とすることが適当と認める場合には、その全部又は一部を非公開とすることができる。